

扶桑町議会認定案第 6 号

令和 6 年度扶桑町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

令和 6 年度扶桑町下水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により処分し、令和 6 年度扶桑町下水道事業会計決算を、同法第 30 条第 4 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武